

建築基準法第51条の規定による 廃プラスチック類等の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の焼却施設など、政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

【申請概要】

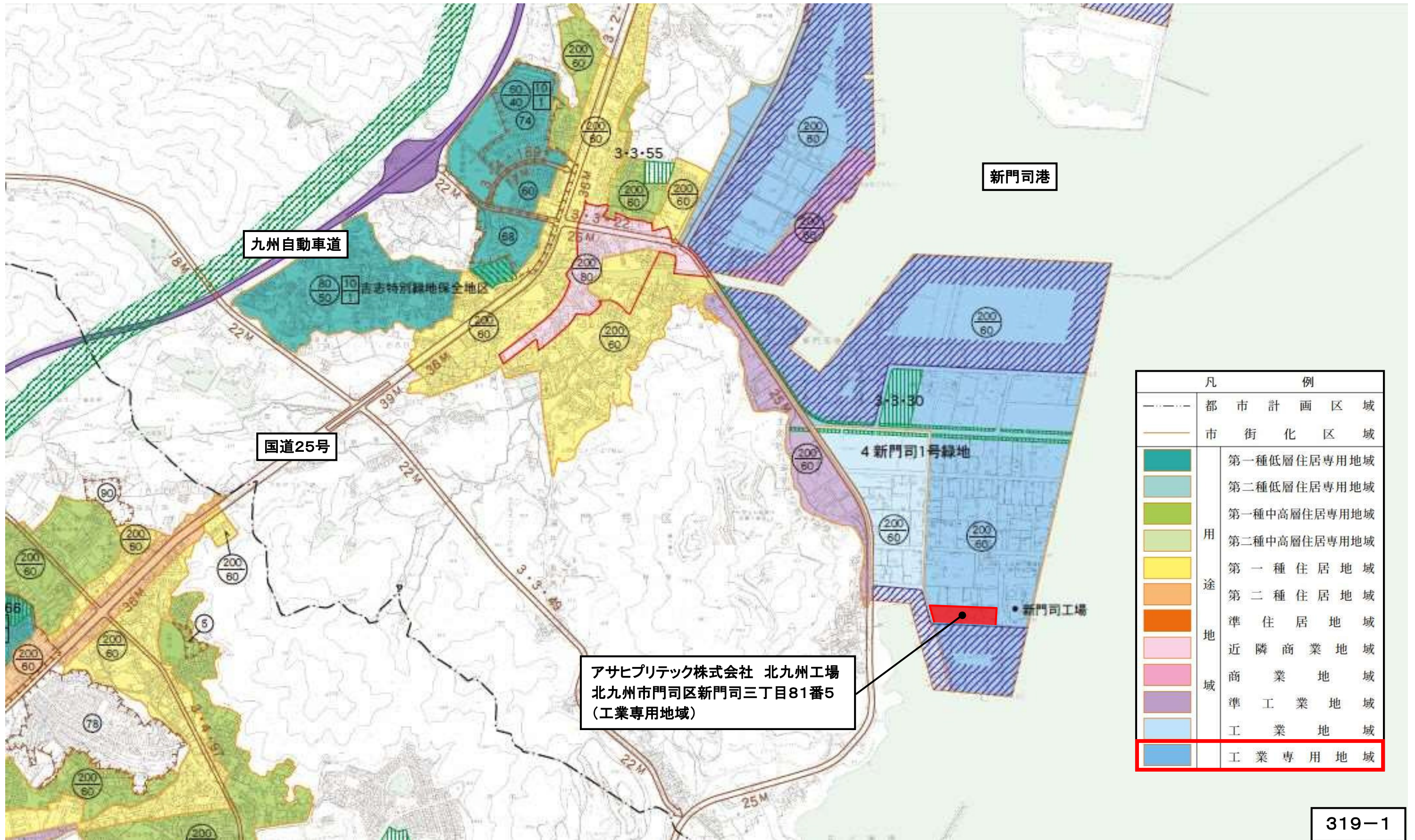
申請者	敷地の位置(用途地域)	面積	備考(処理施設の種類及び処理能力)
アサヒプリテック株式会社 代表取締役社長 東浦 知哉	北九州市門司区 新門司三丁目81番5 (工業専用地域)	敷地面積 22,279.87㎡ 建築面積 7,330.53㎡ (申請部分 816.97㎡) 延床面積 9,381.87㎡ (申請部分 1,243.41㎡)	産業廃棄物処理施設 ・ 汚泥の焼却施設 86.8㎡ /日(24時間) ・ 廃油の焼却施設 145.6㎡ /日(24時間) ・ 廃プラスチック類の焼却施設 87.6トン /日(24時間) ・ 産業廃棄物の焼却施設 廃酸 45.6㎡ /日(24時間) 廃アルカリ 50.4㎡ /日(24時間) 紙くず 101.6トン /日(24時間) 木くず 161.4トン /日(24時間) 繊維くず 139.8トン /日(24時間) 動植物性残さ 98.6トン /日(24時間) 動物系固形不要物 98.6トン /日(24時間) ゴムくず 102.4トン /日(24時間) 感染性産業廃棄物 87.6トン /日(24時間)

【建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を必要とする理由】

門司区新門司三丁目の北九州工場は、平成5年3月に汚泥、廃油、廃プラスチック類等の焼却施設、平成10年6月に廃プラスチック類の破碎施設の許可を受け、現在、産業廃棄物の処理を行っているが、焼却炉の老朽化により先々の能力低下が懸念されることから、焼却施設の更新(焼却炉の増設更新:1炉→2炉)を計画している。

今回の計画により、焼却施設の1日当たりの処理能力が、当初許可の処理能力の1.5倍を超え、建築基準法施行令第130条の2の2に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当することから、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を必要とするものである。

建築基準法第51条の規定による
 廃プラスチック類等の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【付近見取図(用途地域図)】



アサヒブリテック株式会社 北九州工場
 北九州市門司区新門司三丁目81番5
 (工業専用地域)

凡 例	
-----	都 市 計 画 区 域
———	市 街 化 区 域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準 住 居 地 域
	近 隣 商 業 地 域
	商 業 地 域
	準 工 業 地 域
	工 業 地 域
	工 業 専 用 地 域

建築基準法第51条の規定による
 廃プラスチック類等の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【用途現況図】



建築基準法第51条の規定による 廃プラスチック類等の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【運搬計画図】

1. 計画概要

製造工場等から排出される産業廃棄物(汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、感染性産業廃棄物)を、自社車両及び産業廃棄物収集運搬業者の車両にて北九州工場に搬入する。産業廃棄物は、中間処理(焼却)を行った後、残渣となる燃えがらや飛灰を最終処分場、中間処理場等に搬出する。

運搬経路に関しては、高速道路、幹線道路、工業用地内の道路を利用し、民家集落を通らずに搬入出する。

2. 運搬計画

(1) 搬入出量

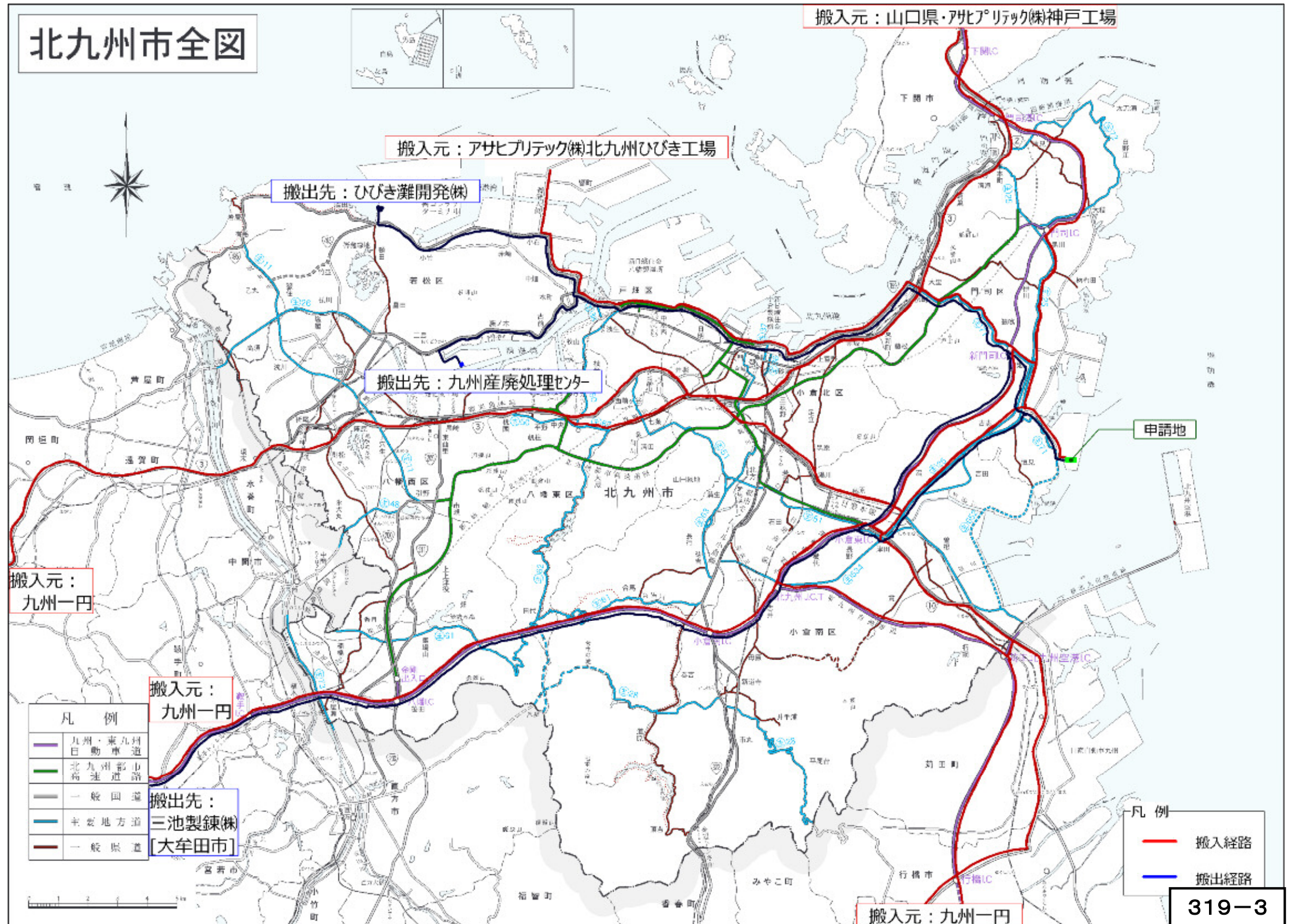
■ 搬入	180トン/日
■ 搬出 燃えがら	10トン/日
飛灰	15トン/日
計	25トン/日

(2) 搬入出の起点及び終点

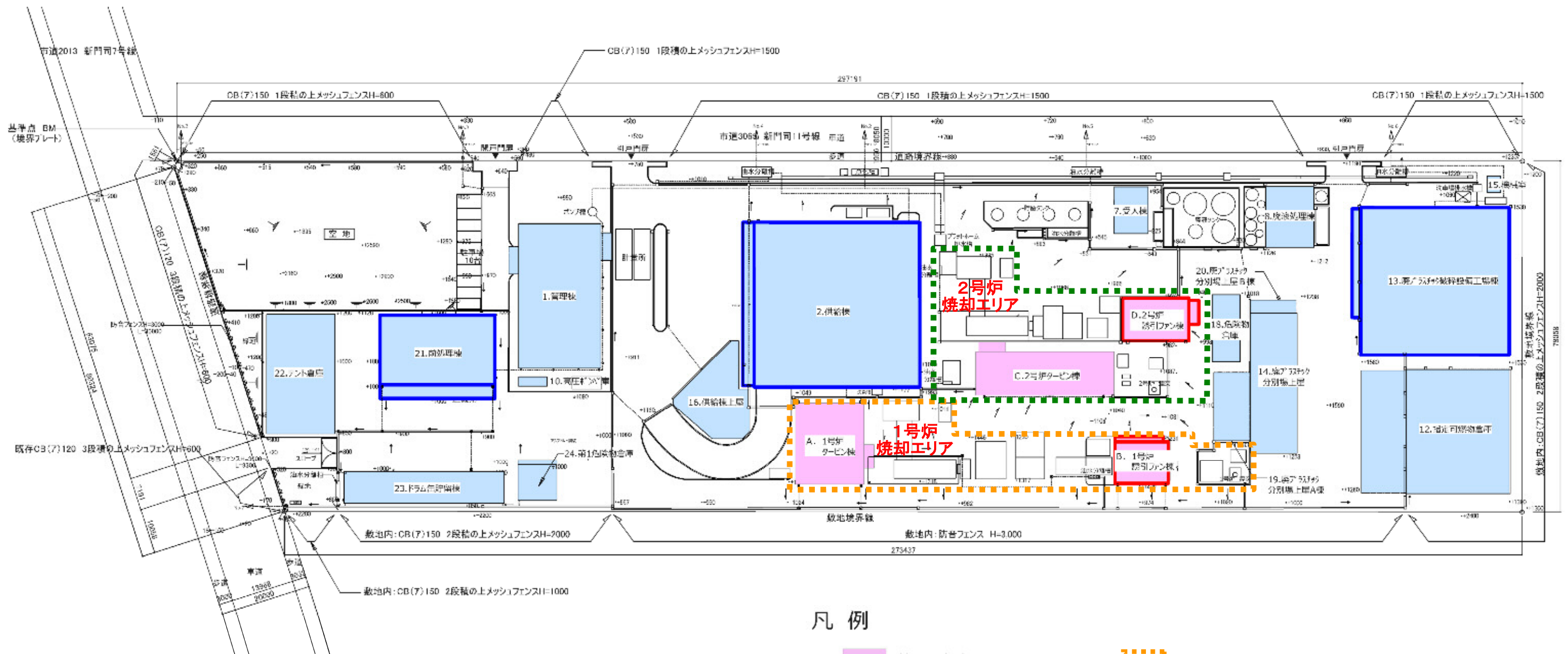
- 搬入起点
 - 産業廃棄物の排出事業者
北九州市内及び九州一円、山口県
 - 自社工場
北九州ひびき工場、神戸工場
- 搬入終点
北九州工場
- 搬出起点
北九州工場
- 搬出終点
 - 燃えがら
ひびき灘開発(株) (管理型埋立処分場)
 - 飛灰
(株)九州産廃処理センター (中間処理場)
三池製錬(株) (中間処理場)

(3) 搬入出台数

■ 搬入	70台/日
■ 搬出	3台/日



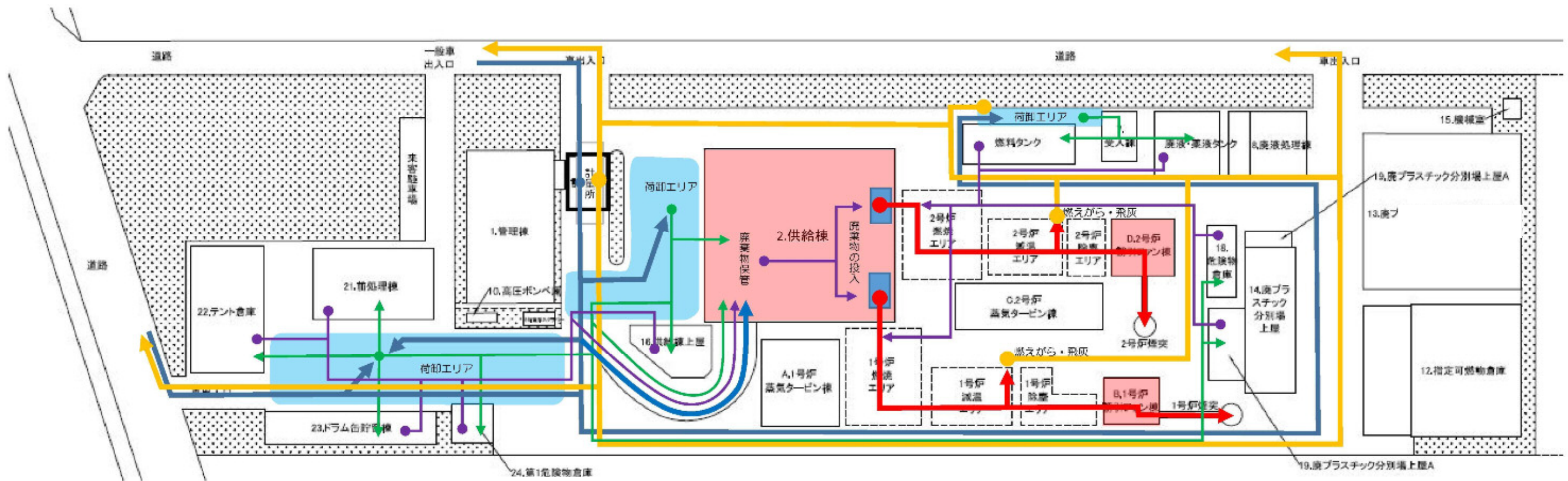
建築基準法第51条の規定による 廃プラスチック類等の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【配置図】



凡 例

- 範囲は申請部分を示す。
 - 範囲は申請以外の部分を示す。
 - 範囲は今回許可対象を示す。
 - 範囲は今回以外の許可対象を示す。
- 焼却施設（1号炉）の範囲を示す。
 - 焼却施設（2号炉）の範囲を示す。

**建築基準法第51条の規定による
廃プラスチック類等の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【搬入出図】**



- : 搬入車両ルート
- : 搬出退出車両ルート
- : 荷卸・保管の流れ
- : 投入の流れ
- : 処理の流れ
- : 51条対象建屋
- : 荷卸エリア

建築基準法第51条の規定による 廃プラスチック類等の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【処理フロー図】

